

## 論点①包括的支援体制の論点整理

### ・計画における包括的な支援体制の整備に関する事項の位置づけについて

令和2年の社会福祉法改正により、包括的支援体制の整備について「重層的支援体制整備事業」の実施の有無に関わらず、地域福祉計画に記載すべき事項として定められた(法第106条の3第1項各号、107条第1項第5号関係)。

当市においても、改めて「地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備」、「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」について整理を行い、計画に定める必要がある。

### ・策定ガイドラインにおいて市地域福祉計画に盛り込むべきとされている事項について

社会福祉法上、地域における福祉(高齢者・障害者・児童・その他)に関し共通して取り組むべき事項については、地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められている。

ガイドラインにおいては例示として、制度の狭間の課題への対応(引きこもりやサービス利用拒否等)、生活困窮者支援、居住・就労に困難を抱える者への支援、自殺対策、市民後見人等の育成・活用、高齢者・障害者・児童・に係る虐待、犯罪をした者等への社会復帰支援等が掲げられている。

### ・生活困窮者自立支援法の改正に伴う支援会議設置の努力義務化について

令和7年4月1日施行の改正生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置の努力義務化(法第9条第1項)を受け、調整会議(生活保護法において新設される会議体)と社会福祉法における支援会議との連携に努めるものとするとしている。

#### 構成員の例:

自立相談支援機関等の制度関係者  
社会福祉協議会  
地域包括支援センター  
福祉・就労・住宅等の関係機関職員  
教育委員会・学校関係者  
民生・児童委員  
ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所  
NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料または情報提供等の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の関係機関・関係者等

#### 類似の他法に基づく会議体との合同開催可

※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議(生活保護法)または支援会議(社会福祉法)との相互連携を図るように努めるものとする。  
(具体的な連携方法については、ガイドラインで示す予定)

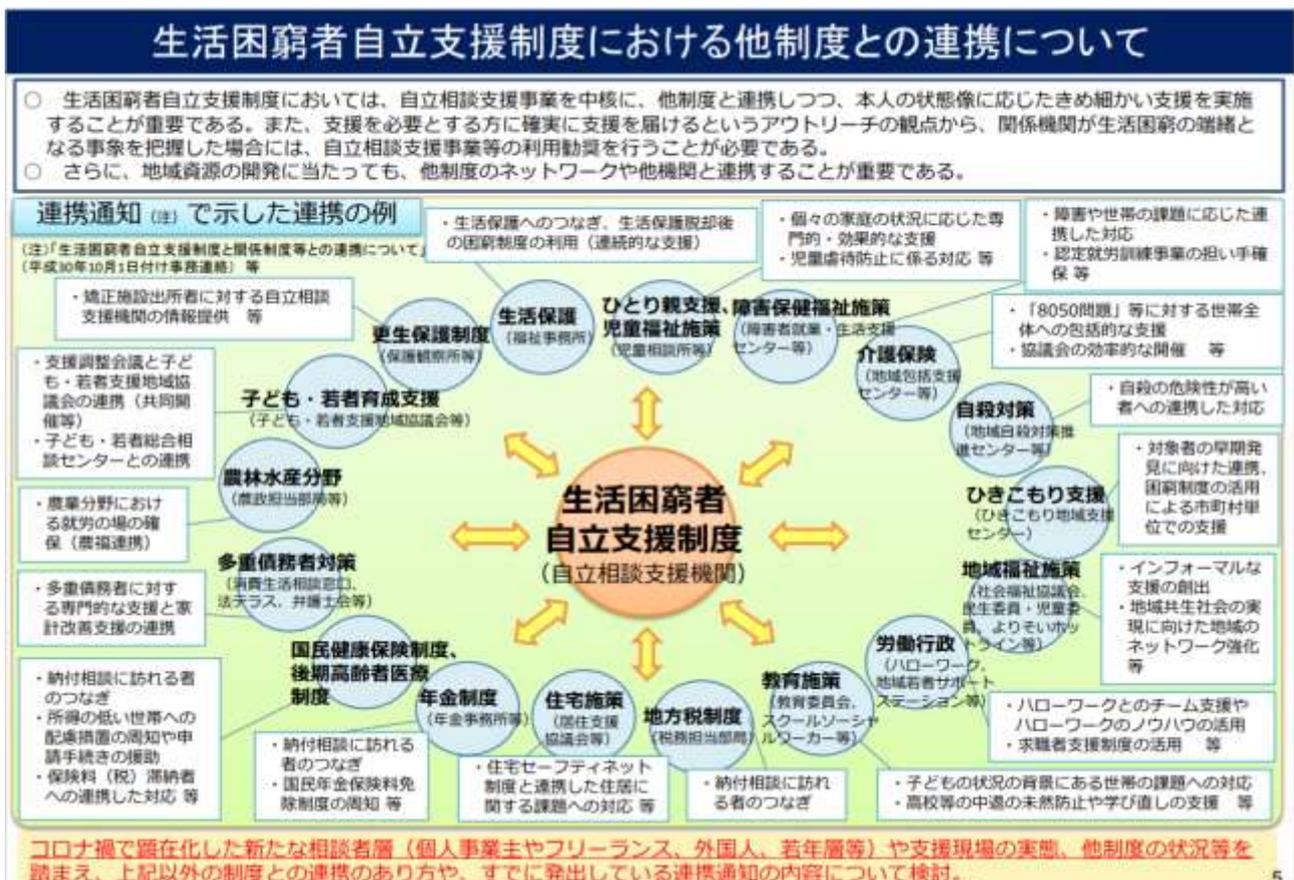


・生活困窮者自立支援制度を核として関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

○関係機関等を構成員とする、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の中で支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることを規定

○関係者間の情報共有を適切に行うため、構成員に対する守秘義務を規定

⇒ 世帯全体としての高齢者・障害者・児童・困窮の程度の把握等が進め、早期、適切な支援が可能となり、制度の狭間の課題への対応や多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築していく



## 論点②統合型地域包括支援センターの方向性の論点整理

平成30年度からの実施による兼務での4分野実施は、単独で運営するよりも少ない人員で効率的な運営を行ってきたものの、職員一人あたりの負担の縮減は兼務による配置体制によっても限界があることなど、人材育成や人員確保・配置についての課題を改めて市と事業者の双方で確認をした上で、令和7年度以降は人員体制の見直しを行い、ゼネラリストによる事業間の兼務体制による事業推進ではなく、事業毎に必要な人員を配置し、骨太による事業推進を行うもの。

※利用者支援事業を実施している現在の子育て世代包括支援センターについては、令和9年度以降に(仮)地域子ども家庭センターへの移行を想定しております。移行に当たっては地域の実情等も踏まえた検討を今後行い、和光市こども計画中間見直しにおいて必要な整備数を記載していく予定のため、現行の制度で継続。

人員体制	R6まで	R7から
地域包括支援センター	4人	5人
地域生活支援センター	3人	4人
子育て世代包括支援センター	1人	1人
くらし・仕事相談センター	1人	2人

### 従前

#### ★全ライフステージへの継目のない支援

高齢者、障害児・者、子ども・子育て、生活困窮のケアマネジメントを一元化することで、母子健康手帳の交付から高齢期までの全てのライフステージにおいて、生活課題(生活の自立を阻む身体・精神・経済的要因)を解決するための継目のない支援を可能にします。

#### ★専門性・効率性の向上による生活課題の解決

マネジメント拠点の統合により、従事する職員の専門性をさらに高め、生活課題についてジェネラルに相談・支援・調整を行うことができる拠点の運営と人材育成を推進します。

#### ★地域共生型社会を目指して

世帯が抱える複合的な課題に対して、地域において総合的かつシームレスに対応することができる体制を構築します。例えば、高齢者介護と子育てのいわゆるダブルケアや障害児へのケア、さらに全てのライフステージに共通する生活困窮者支援(家計運営や就労への支援等)など、多重的・複合的な課題への支援を通じて地域共生型社会の実現を目指します。

### 今後

#### ★全ライフステージへの継目のない支援

高齢者、障害児・者、子ども・子育て、生活困窮のケアマネジメントを一元化することで、母子健康手帳の交付から高齢期までの全てのライフステージにおいて、生活課題(生活の自立を阻む身体・精神・経済的要因)を解決するための継目のない支援を可能にします。

#### ★ワンストップによる生活課題の解決

1事業者が1カ所に4分野のセンターを常設した、ワンストップの理念の実施により、従事する職員が多分野を横断的に経験しながら専門性をさらに高めていくとともに、ワンストップの実施により地域との間口を広げ、民生委員・児童委員や学校を巻き込んだ地域づくりにも積極的に取り組んで、地域共生社会を推進し続けます。

#### ★地域共生型社会を目指して

世帯が抱える複合的な課題に対して、地域において総合的かつシームレスに対応することができる体制を構築します。例えば、高齢者介護と子育てのいわゆるダブルケアや障害児へのケア、さらに全てのライフステージに共通する生活困窮者支援(家計運営や就労への支援等)など、多重的・複合的な課題への支援を通じて地域共生型社会の実現を目指します。